

水戸市告示第 37 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 19 条の 5 第 1 項の規定に基づき、行政処分（措置命令）を行ったので、水戸市廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に係る行政処分の公表に関する規則（令和 4 年水戸市規則第 102 号）第 4 条の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 14 日

水戸市長 高 橋 靖

1 行政処分の対象者の氏名及び住所

氏名 平野 裕人

住所 茨城県ひたちなか市大字津田

2 行政処分を行った日

令和 6 年 11 月 26 日

3 行政処分の内容

不法投棄した産業廃棄物の全量撤去及び処分（生活環境の保全上の支障の除去等を講ずべきことの命令）

4 行政処分の履行期限

令和 6 年 12 月 27 日

5 行政処分の原因となった事実

対象者は、令和 5 年 9 月頃から同年 10 月下旬頃までの間に、茨城県水戸市田島町字楸巷 693 番 41 及び同番 40 の土地に産業廃棄物を不法投棄した。このことは、法第 16 条の規定に違反する。